

## 京都府訪問リハビリテーション事業所等支援事業のご案内 ～事業所の新規開設に **最高150万円** の補助金～

- ▶ 京都府では、訪問リハビリテーション事業所・介護予防訪問リハビリテーション事業所の新規開設等に補助金を交付し、開設等を支援しています。
- ▶ 令和6年度の補助の概要は次のとおりです。

### 補助対象者

医療法人、社会福祉法人等の法人であって、府内で訪問リハビリテーション等の事業を行うもの

### 補助対象経費等

| 区分                           | 補助対象経費  | 補助率 | 補助上限額 |
|------------------------------|---|-----|-------|
| 府内に新たな事業所を開設する場合             | 次の備品等の購入費<br>・自動車、自動二輪車、原動機付自転車、電動アシスト自転車<br>・介護保険請求用ソフト、パソコン<br>・訪問時に携帯するタブレット<br>・物理療法機器 など | 1/2 | 150万円 |
| 丹後地域又は中丹地域に所在する既設の事業所を拡充する場合 | 自動車、自動二輪車、原動機付自転車又は電動アシスト自転車の購入費  | 1/2 | 50万円  |

（注1）補助対象経費には、上表に記載していることのほかにも要件等があります。詳しくは、京都府ホームページのサイト「訪問リハビリテーション等支援事業」をご覧ください。

（注2）予算の範囲内での交付となりますので、申請額の全額が交付されるとは限りません。

### 申請締切日（第2次募集）

令和6年12月20日（金）

### お問い合わせ先

京都府健康福祉部リハビリテーション支援センター（電話：075-251-5387）